

消費税の増税に伴い、65歳以上で町民税非課税世帯の人の介護保険料が軽減されます

健康福祉課 ☎64-7705

2019年10月の消費税率10%への引き上げに合わせて、第1号被保険者（65歳以上の人）で町民税非課税世帯（保険料所得段階が第1～3段階）の人の介護保険料が軽減されます。

所得段階が第1段階の人は、平成27年4月からすでに保険料軽減を実施していますが、軽減割合がさらに増加されます。また、第1段階のみだった軽減対象者が、第1段階から第3段階までの対象者に拡大されます。

軽減により保険料が減額となった分は、公費（国・県・町）で負担します。

介護保険料は、本人の前年の所得や世帯の町民税課税状況などにより1年間の金額が算定されますが、賦課期日（4月1日）現在では平成31年度（令和元年度）町民税が確定していません。このため、特別徴収（年金天引き）は4月、6月、8月、普通徴収（納付書や口座振替）は4月から7月が「仮徴収期間」となり、この期間は、前年度の所得段階をもとに算定された保険料を納付していただきます。

通常、年間の保険料額が確定する8月以降（8月から3月までが「本徴収期間」）に増減の差額が反映されます。保険料軽減の対象となる第1段階から第3段階の人も、8月から軽減分が反映されますので、町から送付する「平成31年度介護保険料額決定通知書」でご確認ください。

所得段階	対象者		軽減前		軽減後	
			保険料基準額に対する割合	保険料（年額）	保険料基準額に対する割合	保険料（年額）
第1段階	本人が町民税非課税	生活保護受給者、世帯全員が町民税非課税の老齢福祉年金受給者	0.50 (0.45)	41,200円 (37,100円)	0.375	30,900円
		合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下				
第2段階		合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円超120万円以下				
第3段階		合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円超	0.75	61,800円	0.725	59,700円
第4段階	世帯課税	合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下	0.90	74,100円		
第5段階【基準額】		合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円超	1.00	82,400円		
第6段階	本人が町民税課税	合計所得金額が120万円未満	1.20	98,900円		
第7段階		合計所得金額が120万円以上200万円未満	1.30	107,100円		
第8段階		合計所得金額が200万円以上300万円未満	1.50	123,600円		
第9段階		合計所得金額が300万円以上400万円未満	1.70	140,100円		
第10段階		合計所得金額が400万円以上600万円未満	1.80	148,300円		
第11段階		合計所得金額が600万円以上800万円未満	1.85	152,500円		
第12段階		合計所得金額が800万円以上1,000万円未満	1.90	156,600円		
第13段階	合計所得金額が1,000万円以上	1.95	160,700円			